

令和6年分確定申告の受付期間等







○令和6年分確定申告の相談及び申告書の受付期間について

2月17日(月)から3月17日(月)までです。

○ e-Tax を利用した徴収高計算書データ送信及びダイレクト納付方法について

おすすめ手続方法

① e-Tax で徴収高計算書を作成

- ②徴収高計算書送信時に「自動ダイレクト」機能を利用して納付手続き
- ③法定納期限当日に自動で口座引落しされるので、正常に引落しされているか確認
- ※法定納期限当日に手続をした場合は翌取引日(期限内納付として取扱います。)

おすすめ手続方法の手順は「ダイレクト納付 (e-Tax による口座振替) マニュアルト手続方法の手順は動画 「便 利なダイレクト納付手続の紹介~源泉所得税も e-Tax で~ L をご覧ください。

国税を納付する場合は、『ダイレクト納付』をはじめとする『キャッシュレス納付』をご利用ください。

問合せ 余市税務署 ☎22-2093



固定資産税(償却資産)の申告

1月1日現在、個人または法人が確定申告において減価償却費として必要経費に算入される事業用資産を所 有されている場合は、令和7年度分の固定資産税(償却資産)の申告が必要となります。令和6年度分の申告 をされた方には、12月に申告用紙を送付しています。

新たに資産を取得された場合は、申告用紙を送付しますのでご連絡ください。

申告期限:1月31日(金)

提出・問合せ 税務課 資産税係 ☎21-2115



農林業センサスにご協力ください

2月1日を調査基準日として、「2025年農林業センサス」を実施します。

この調査は、統計法に基づいて5年ごとに農林業を営む方や農山村の実態を明らかにする調査です。農林業 に関する最も基本的で、重要な統計を作成することを目的としています。調査結果は農業・林業に関する計画 や地交付税の算定の基礎資料等に活用されますので、調査員が訪問した場合はご協力ください。

調査対象:農林産物の生産を行う又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が一 定規模以上の「農林業生産活動」を行う世帯や法人

調査項目:経営している農業の種類、経営耕地面積、従業者数、生産物の種類、農産物の販売額など

調査方法:1月中旬から下旬にかけて、統計調査員が調査対象候補者を訪問

回答方法:紙の調査票に記入し、調査員に提出またはインターネットによるオンライン回答

調 査 員:非常勤の地方公務員として北海道知事より任命されており、調査員証を携行しています。

問合せ 政策推進課 広報統計係 ☎21-2117